（大阪府なにわ北府税事務所　宿泊諸税課　宿泊税担当あて）

|  |
| --- |
| **届出書（宿泊税が発生しない施設）** |

|  |  |
| --- | --- |
| 営業者又は届出者　名称： |  |
| 営業者又は届出者　住所： |  |
| 施設名称又は届出番号： |  |
| 施設住所： |  |

▼【必須】御担当者の氏名と連絡先電話番号を記入してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 御担当者氏名： |  |
| 連絡先電話番号： |  |

※どちらかにチェック☑してください。

※５千円以上の宿泊料金が発生しない場合は、宿泊料金の最高額を記入してください。

※宿泊施設として運営していない場合、運営用途をチェック☑してください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **チェック** | **宿泊料金等の状況** | | |
| □ | １人1泊　５千円以上の宿泊料金（素泊まり、税抜き）が発生しない | ▶ | 宿泊料金の最高額 |
| １人１泊　　　　　　　　円 |
| □ | 保健所の許可等を受けているが「宿泊施設」  として運営していない | ▶ | □賃貸物件  □店舗・事務所  □その他（　　　　　　　　　　　　　） |

注…１室又は１棟単位で宿泊料金を設定している場合は、宿泊した人数で割り戻して１人１泊の宿泊料金を算出してください。

注…宿泊料金の最高額は、シングルユース（ツイン、ダブルの1名利用）や少人数利用の実績を踏まえた上、御記入ください。

【連絡事項】（施設をすでに廃止しているなどの連絡事項があれば記入をお願いします。）

|  |
| --- |
|  |

**※　１人１泊5千円以上の宿泊料金が発生する場合は、本確認票の提出は必要ありません。特別徴収義務者の登録をお願いします。**

**また、本書提出後に料金の変更等により１人１泊5千円以上の宿泊料金が発生するようになった場合も、特別徴収義務者の登録をお願いします。**

※　各項目を記入いただき、FAX（06-6362-8645）または郵送で御提出ください。

（提出先）

〒530-8502　大阪市北区西天満３丁目５－２４

大阪府なにわ北府税事務所　宿泊諸税課

電話 06-6362-8611 Fax 06-6362-8645